

奈良県告示第四百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項	縦覧場所
高取町谷田（〇〇四）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所及び高取町役場総務課
高取町谷田（〇〇六）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所及び高取町役場総務課
高取町佐田（〇〇一）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所及び高取町役場総務課

高取町吉備（〇〇三）急傾斜 地崩壊特別警戒区域	次の平面図の とおり	次の平面図の とおり	奈良県中和土木事 務所及び高取町役 場総務課
高取町清水谷（〇二三）急傾 斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図の とおり	次の平面図の とおり	奈良県中和土木事 務所及び高取町役 場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。